

八雲町デマンド型乗合タクシー導入に係る運行方針（案）

※R8.1.9 現在

1 運営主体・道路運送法区分

- 運営主体：タクシー事業者（以下「事業者」という。）
- 道路運送法区分：実証運行は第21条、本格運行は第4条（乗合許可必要）
 - ※運行内容や運賃等は法定協議会で協議した内容
 - ※実証運行について国の「交通空白解消緊急対策事業」に採択された場合は、町が事業主体となり事業者に運行を委託することを想定

2 運行形態等

- デマンド型
 - 予約便のみ運行（運行時間・便数は決めるが予約が無い場合は運行しない）
- ドア・ツー・ドア方式
 - 往路：予約した方の自宅から市街地の乗降場所まで
 - 復路：市街地の乗降場所から予約した方の自宅まで
- 乗合タクシー
 - 運行区間ごとに同一エリア内で予約した方の自宅を回り乗合で運行
- 運行車両（事業用車両）
 - ・事業者が保有するタクシー車両を使用（普段はタクシー事業を運行し、予約時間帯のみ乗合事業を運行）
 - ・乗車定員を超えた場合はタクシー車両の増便または事業者が保有する定員の多い事業用車両で対応
 - ・予約に対して最低2台は運行できる体制を確保
 - ・車両に「予約型乗合タクシー」であることがわかるよう表示

3 運行区間・エリア

区 間	エ リ ア
北部地区⇔市街地	黒岩、山崎、花浦、立岩
南部地区⇒市街地	浜松、山越、野田生、桜野、落部、栄浜、入沢、下の湯、上の湯、旭丘、東野、わらび野
山間部地区⇒市街地	上八雲、春日、鉛川、大新、熱田

- 運行経路：予約に応じてエリア内を効率的な経路で設定する

○運行計画（最初の乗車地から最後の降車地まで）が 60 分を超え、かつ運行車両の追加が可能な場合は、定員以下の場合でも運行車両を追加し 60 分以内の運行計画とすることができる

4 乗降場所

- 公共施設・買物施設等 10 か所を設定
1. 八雲町役場、
 2. 八雲駅、
 3. 八雲総合病院、
 4. 八雲ユーラップ医院、
 5. まきた循環器内科クリニック、
 6. マックスバリュ、
 7. エーコープ、
 8. ラルズマート、
 9. 八雲郵便局、
 10. はぴあ八雲

5 運行日及び運行時間

- 運行日：平日 2 日間
火曜日及び金曜日とし、祝日及び 1 月 1 日～3 日を除く
- 運行時間：往路・復路ともに 2 便（計 4 便）
- 往路（到着時刻） 1 便 8：45、2 便 10：45
復路（出発時刻） 1 便 11：45、2 便 13：45

6 運賃の形態・設定

- 運賃の形態：ゾーン制運賃とし運行エリア内の一定の区域ごとに金額を設定
- 運賃の設定：500 円と 1,000 円の 2 区分 ※未就学児（保護者同伴）は無料

区間	金額	対象エリア
南部	500 円	浜松、山越
	1,000 円	野田生、桜野、東野、わらび野、旭丘、落部、入沢、下の湯、上の湯、栄浜
北部	500 円	立岩、花浦、山崎
	1,000 円	黒岩
山間部	500 円	鉛川、春日、大新、熱田
	1,000 円	上八雲

7 利用対象者・登録

- 利用対象者：町民限定（年齢制限等なし）
- 利用者登録：事前登録制とし登録受付は八雲町が行う（利用登録カード交付）
八雲町は事業者に対して登録者名簿を提供する

8 予約期間

- 受付時間 9：00～16：00
- 予約開始 乗車日の7日前
- 予約締切 実証運行は乗車日の前日まで
※本格運行に向けては、2便以降の当日予約を検討（熊石・八雲間
予約バスは2便以降の当日予約が可能）

9 運行経費等

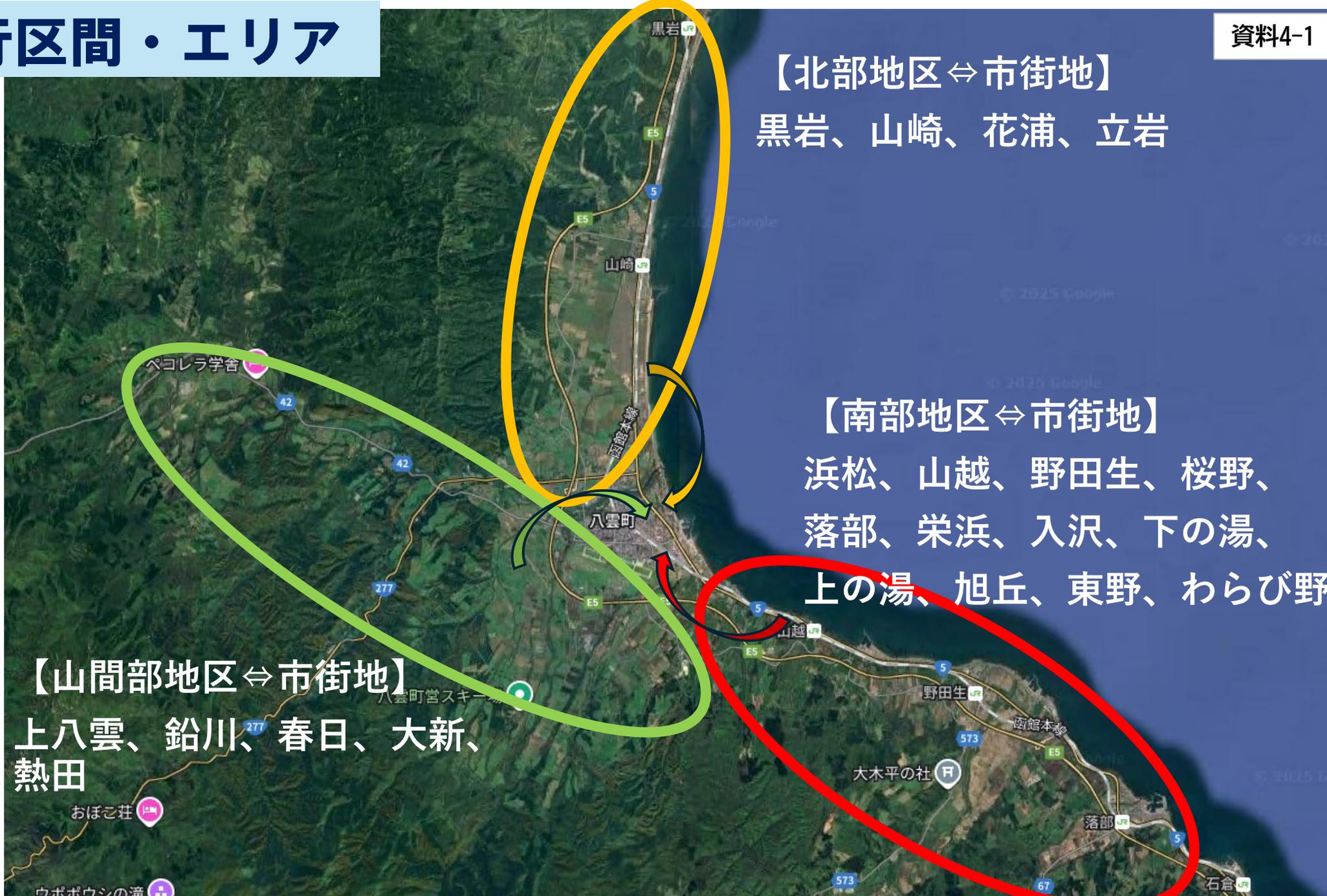
- 運行経費：最初の乗車地から最後の降車地までの区間における函館B地区のタクシー運賃（距離制・時間制等は検討中）
- 管理経費：オペレーター費用等

10 補助金関係

- 運行経費から運賃収入及び国庫補助金を除いた経費を町が補助
- 事業者：1か月分の実績報告と請求書を翌月上旬に町に提出
- 町：請求に基づき補助金を支出
※国庫補助申請等に係る基礎資料等の作成は事業者が行う

運行区間・エリア

資料4-1



【北部地区⇔市街地】
黒岩、山崎、花浦、立岩

【南部地区⇔市街地】
浜松、山越、野田生、桜野、
落部、栄浜、入沢、下の湯、
上の湯、旭丘、東野、わらび野

【山間部地区⇔市街地】
上八雲、鉛川、春日、大新、
熱田

1 週間の運行イメージ

(運行曜日を火曜日と金曜日に設定した場合)

	~ 7	30	8	30	9	30	10	30	11	30	12	30	13	30	14	30	15	30	16	30	17 ~	
日	通常営業																					
月	通常営業																					
火	通常営業	乗合	通常営業																			
水	通常営業																					
木	通常営業																					
金	通常営業	乗合	通常営業																			
土	通常営業																					

- 通常時はタクシーの一般乗用営業、1週間に8便は予約に応じて乗合タクシーを運行
(乗合の際は車両に「乗合タクシー」の表示をし、通常営業に戻る際は表示を外す)
- 予約に応じて1便あたり最低2台は運行できる体制を確保
(予約がない場合は不要、また、対応が可能であれば予約に応じた3台目以降の増便や事業者が保有する定員の多い事業用車両で対応)

担当区間・最低運行台数

【北部地区・山間部地区】

1 事業者

最低運行台数 2 台

※北部 1 名 + 山間部 1 名の予
約も 2 台運行



【南部地区】

1 事業者

最低運行台数 2 台